

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

亀岡市の人口は平成12年度の94,555人をピークに、令和7年2月1日現在の人口は86,110人と、減少の一途を辿っている。さらに年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、及び高齢者人口（65歳以上）に区分した、年齢3区分人口を見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある。社会動態の状況を見ると、令和3年から3年連続転入超過に転じたものの、自然動態では減少が続いている。

市内総生産でみた本市の産業は、製造業、サービス業、不動産業の割合が高くなっている。なかでも、製造業の比重は、市内総生産、全従業者ともに2割強を占めている。さらに食料品や繊維、機械金属、電気・電子デバイスなどの事業分野の割合が高く、特定業種の集積や特定企業の関連企業群はなく、多様な企業が立地している特徴がある。

令和5年11月に公正取引委員会等による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定され、原材料費やエネルギー価格、労務費等の適切な価格転嫁による賃上げが推奨されている。しかし、ロシアのウクライナ侵攻により加速する物価高騰の影響は、市内中小企業においても例外ではなく、多くの企業で売上及び営業利益が減少している。

その他にも「設備の不足・老朽化」、「従業員の高齢化・若手の確保」、「技術・技能の継承」が中小企業者の経営上の主な課題として挙げられるなかで、労働生産性の向上を図り適切な価格転嫁を実現するため、市内中小企業者の先端設備等の導入を促進していく必要がある。

(2) 目標

市内中小企業者が直面している労働人口の減少、従業員の高齢化、働き方改革に起因する従業員の確保等の経営環境の逆風のなか、本基本計画を策定することにより、本市が令和3年4月に策定した「第5次亀岡市総合計画」に掲げる「活力あるにぎわいのまちづくり」を目指す。

中小企業者の設備投資を促すことにより労働生産性の向上を促進し、地域経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を図るため、年間10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

亀岡市の産業は、食料品や繊維、機械金属、電気・電子デバイスなどの製造業の事業分野の割合が高く、特定業種の集積や特定企業の関連企業群はなく、多様な企業が立地しており、市内の全産業の先端設備等の導入を促進する必要があることから、種類については中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

亀岡市には、多様な中小企業者が点在しており、今後高い成長性が期待される新産業の創出や、豊富な地域資源を活用した産業に対する投資を支援し、全産業の先端設備等の導入を促進する必要があることから、対象地域については、亀岡市内の全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、食料品や繊維、機械金属、電気・電子デバイスなどの製造業の事業分野の割合が高く、特定業種の集積や特定企業の関連企業群はなく、市内の全産業の先端設備等の導入を促進する必要があることから、特定の対象業種・事業に限定せず、亀岡市内の全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。